

## フレックス工期による契約方式の概要

- ・受注者は、契約日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日（工期の始期日をいう。以下同じ。）とし、工事完了期限日までの期間で任意の日を工事完了日（工期の終期日をいい、工事の完成後、検査及び工事目的物の引渡しまでの期間を含む。）とすることができます。
- ・契約日から工事開始日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置は不要です。
- ・契約日から工事開始日までの期間は、工事（当該工事現場への資材搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手することはできません。
- ・前払金は、契約締結後に請求することができます。

### 【フレックス工期 概要図】

